

後期高齢者医療についてのお知らせ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。
令和3年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

後期高齢者医療保険料のお支払い方法

～コンビニ納付ができるようになります！スマホ決済アプリによる納付もできます～

▽お支払い方法

- 特別徴収・・・年金からの天引き
- 普通徴収・・・①□座振替 ※□座振替を希望される場合は金融機関にて手続きが必要です
②納付書での納付

これまで、後期高齢者医療保険料の納付書での納付場所は指定の金融機関のみでしたが、コンビニ（コンビニエンスストア）での納付ができるようになります。休日や夜間を問わずコンビニの営業時間ならいつでも納めることができます。

また、スマホ（スマートフォン）決済アプリによる納付もできるようになります。

コンビニ納付をされる場合

後期高齢者医療保険料（バーコード表示あり）の納付書をもって、下記のコンビニで納付してください。

【納付できるコンビニ】

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート

※その他のコンビニについては納付書裏面をご覧ください。

【使用上の留意事項】

指定納期限を過ぎたもの、汚れや破損などによりバーコードを読み取れないものはコンビニでの納付ができません。

スマホ決済アプリによる納付をされる場合

【納付に必要なもの】

- ・後期高齢者医療保険料の納付書（バーコード表示のあるもの）
- ・スマホなどのバーコードの読み取り・支払いの手続きができる電子機器



【利用できるスマホ決済アプリ】

 LINE Pay 請求書支払い LINE Pay 請求書支払い	 Rakuten 楽天銀行 楽天銀行コンビニ 支払サービス	 PayPay PayPay 請求書払い	 au PAY au PAY	 Pay B Pay B	 ゆうちょ Pay 銀行 Pay (ゆうちょ Pay など)
--------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------	------------------------	---------------------------------------------

【スマホ決済アプリ 使用上の留意事項（利用前に必ず確認ください）】

- ・詳しい利用方法については、各アプリの公式ホームページなどで確認してください。
- ・領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関やコンビニで納付してください。（納付証明書は毎年1月下旬に送付します。）
- ・指定納期限を過ぎたもの、汚れや破損などによりバーコードを読み取れないものはスマホ決済アプリでの納付ができません。

令和3年度 後期高齢者医療保険料額について

▽均等割軽減特例の見直し

所得に応じた軽減割合は法律上、7割・5割・2割となっておりますが、令和2年度に特例として均等割の軽減割合が上乘せられて7.75割軽減だった方は、令和3年度から本来の軽減割合（7割軽減）となります。

▽軽減判定所得基準の変更

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、被保険者の保険料に不利益が生じないように対象者の所得要件の見直しを行いました。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下	7割
43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下	5割
43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) 以下	2割

※令和3年度の保険料率(均等割額・所得割額)は令和2年度と同率です。

被保険者証が緑色に変わります

(緑色)

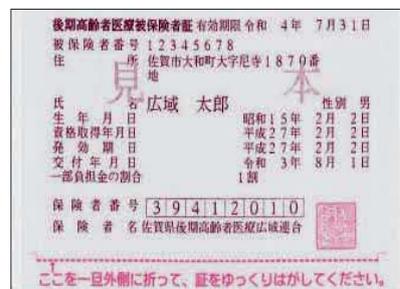
今お持ちの後期高齢者医療被保険者証(桃色)は、**7月31日までの有効期限**となっています。

新しい被保険者証(緑色)は、7月中旬に【簡易書留】で郵送しますので、8月以降ご使用ください。

なお、今お持ちの被保険者証(桃色)は、7月31日までご使用いただき、その後は裁断等をして確実に廃棄していただくか、福祉課保険年金係に返還してください。

【お願い】

新しい被保険者証(緑色)が届きましたら、**住所・氏名・性別・生年月日**の確認をお願いします。もし、記載内容に誤りがある場合は、福祉課保険年金係までご連絡ください。



限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、**7月31日まで**となっています。新しい認定証は、継続対象の方のみ7月中旬に被保険者証と一緒に郵送します。

なお、**認定証の更新手続は必要ありませんが、被保険者証の負担割合が変更になり、新たに認定証の交付対象となる場合には申請が必要です。**

(区分Ⅰ・Ⅱ)

(現役並みⅠ・Ⅱ)



有料広告



あなたの身近なかかりつけ医に

胃カメラ
ピロリ菌検査
除菌治療

大腸カメラ
日帰りポリープ切除
(要予約)

安心 眠った状態での
無痛内視鏡をご提供

■全身エコー(要予約)
■人間ドック ■健康診断

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	●	●	▲	△
14:30~17:30	●	●	●	●	●	●	●

▲9~14時

さかい 内視鏡

(0942) 92-1121
基山町小倉1059-2

国民年金へ加入している方へ

国民年金保険についてのお知らせ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県年金事務所 ☎0952-31-4191

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。保険料は、日本年金機構から届く納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていない場合、電話、書面、面談により早期に納めるよう案内をしています。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定する期限までに納付がない場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、配偶者、世帯主）の財産を差し押さえることがあります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度がありますので、お問い合わせください。

▽年金の受給や手続きに関する相談を受け付けています

日時 第2・4火曜日 午前10時から午後3時まで

場所 基山町役場 相談希望の方は、佐賀年金事務所に予約をお願いします。

※予約専用ダイヤル 佐賀年金事務所 ☎0952-33-6360



7月は国民年金保険料免除申請等の受付・更新時期です

国民年金に加入している方は毎月の保険料を納付していただく必要があります。しかし、所得が少ないなど、保険料を納付することが経済的に難しいときは、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用してください。

▽免除（全額・一部）申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

▽納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

免除・納付猶予申請の承認期間は、毎年7月から翌年6月までです。このため、免除等の承認を受けている方は6月で免除期間が終了します。引き続き免除を希望される場合は、できる限り7月中に申請をされるようお願いいたします。申請手続きが遅れると、不慮の事態が生じたときに、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

①前年に保険料の全額免除又は納付猶予が承認され、翌年度以降も継続申請を希望されている方

全額免除申請は、本人・配偶者・世帯主、納付猶予申請は、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下であることが承認されるための要件です。（所得が67万円を超える場合、所得の申告が必要になります）

継続申請を希望されていた方で、審査の結果が却下の場合、全額免除や納付猶予を受けることはできませんが、再度申請をすることで、一部免除に該当する場合があります。

②新規で免除申請をされる方、又は前年の申請で全額免除・納付猶予の継続申請を希望されなかった方や承認されなかった方

①の方と同様に、それぞれの方の所得の申告が必要な場合があります。なお、退職（失業）した方が申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

▽その他免除申請等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった方の免除・納付猶予制度や、産前産後期間の免除制度もあります。詳しくは、お問合せください。

0から74歳までで国民健康保険に加入されている方へ 国民健康保険についてのお知らせ

申問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

被保険者証が黄色に変わります

国民健康保険被保険者証（藤色）の有効期限は、7月31日までとなっています。
新しい被保険者証（黄色）は7月中に簡易書留で発送しますので、8月以降にご使用ください。

限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証は更新の手続きが必要です

基山町国民健康保険に加入し、現在「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、認定証の有効期限が7月31日までとなっています。8月以降も認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。

▽申請期間

7月20日（火）～8月31日（火）（土・日曜日、祭日を除く）

▽持参するもの

- ・国民健康保険被保険者証（対象被保険者の方）
- ・印鑑
- ・個人番号カード又は通知カード（世帯主と対象被保険者の方）



限度額適用認定証とは？

入院治療や高額な外来診療を受ける際に、限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いになります。（限度額適用・標準負担額減額認定証は、国保世帯全員が住民税非課税の場合、入院時の食事代が減額され、窓口で支払う自己負担限度額も減額されます。）認定証は、申請した月の初日から適用されます。国民健康保険税に滞納があると認定証の交付を受けることができません。また、世帯員に転入や未申告等により所得不明の方がいる場合、申告等の手続きが必要です。

7月18日（日）・25日（日）有害鳥獣の駆除を行います

問 産業振興課 農林業振興係 ☎92-7945

町では、大豆などの農作物の播種時期になり、カラスやドバト等による被害が予想されるため、猟友会基山支部に委託して有害鳥獣の駆除を行います。

▽実施予定日時 7月18日（日）・25日（日） 午前8時～10時30分

▽駆除地域 基山町全域

▽駆除方法 銃器使用

※当日は、猟友会の方が「有害鳥獣駆除実施中」のステッカーを貼った車で移動し、駆除を行います。

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆